

道元禪師の出家について

柴 田 道 賢

一 はしがき

道元禪師（以下道元と略称）の伝記については、大久保道舟博士の名著『道元禪師伝の研究』が最も権威あるものときされ、同書は従来の資料を充分検討した上で、これを駆使して、ほとんど疑問の余地が残されないまでに克明に論究されているので、筆者のごとき浅学が、これに口をさしはさむことは、まことに礼を失することになるかとも考えるが、学問研究の立場からは、若干の疑問もないわけではないので、一応その問題を提起して、博士ならびに大方の御教示を頂きたいと念願するものである。

筆者は最近、道元存生の時代に焦点をおいて、道元が生活していた社会の慣習、習俗ともいべき問題を、道元の宗教の基層的要素をなすものとして究明してきたのであるが、少くとも道元が生活の基盤としていた当時の公卿社会の慣例、風習などからみて、道元の出家のプロセスについては、従来

の伝記等の記述には信用しえないもののあることを指摘したのである。

道元の出家の経緯について、大久保博士は、その綿密な研究から、出家の動機は、幼少時代における父母の逝去と禪師自身の身边における境遇の落魄にあったとし⁽¹⁾、出家のプロセスについては、従来の諸伝記のごとく「良観法印の誘導と公円僧正による剃髮受戒」を認め、その受戒は二十歳未満であったから、菩薩沙弥戒であつたらうと推定されている⁽²⁾。

道元の出家に関する自身の記録は、極めて断片的な述懐が残されているに過ぎないので、確定的なことはいえないが、博士の論旨のうち、道元の身边における境遇の落魄は、当時の実情を考慮するとき、やや失当な推測といえるし、出家の誘導者として、「良観法印」を指摘されたことは、面山師の誤謬を踏襲、発展されたものであり⁽³⁾、さらに公円僧正による剃髮出家は誤謬であり、その登壇受戒は、菩薩沙弥戒で

あったとする点もなお再考の余地があるように考えられる。

これらの諸点について、当時の公卿の若公の出家の事例を比較検討して、道元が自ら源重相を育父と呼び、「我幼少の時、紀伝等を好み学し」(長円寺本随聞記三)「我身にも田園等を持ちたる時もありき」また、「財宝を領ぜし時もありき」(同上四)と述懐しているほど公卿の若公として生活していた少年道元が、「夜中に忍び出て、木幡の山庄に至り、其より尋ねて叡山の麓に至り、良頭法眼の室に入り給う」(天文本建誓記)というようなドラマティックな出家のプロセスをたどったとはどうしても考えることができない。

こうした点をあきらかにするために、当時における公卿の若公の出家のプロセスを検討することにしよう。

二 当時における若公の出家

道元が、その出家の経緯について自叙的に述懐しているのは「道元幼年、発菩提心」(宝慶記)と「我初めてまさに無常によりて聊か道心を発し」(長円寺本随聞記万五)とあるだけで、その詳細な事情は全く不明である。ただ諸種の伝記が、八歳の時、母を失い、九歳で『俱舎論』を読まれたことを伝え、母の死が少年道元の心を大きく刺激したことを強調している。そして慈母の早世を印象づけるために、出生の時に相師の言を取り扱っているが、当時の社会で、幼児を相師

に見せて、その子の将来をうらなわせるような慣習があったかどうか、管見の筆者には、その記録を、いまだ発見しえないでいる。

さらに殆んど定説になっている道元の父、土御門内大臣通親の急逝も、古い伝記類には発見しえないし、大久保博士は、その「俗系の研究」(4)で、道元の父を土御門内大臣源通親であると推定するのに、非常な努力をせられているが、博士が、それほどまでにして道元の父親を推定しなければならなかった所以は、当時の公卿社会における親子関係が、複雑不明瞭で、定家のように詳しい日記を残している場合でさえも、その母が下婢等である場合には、その子女の所在さえ不明のままに残されていることは、石田吉貞博士の詳密な研究が指摘しているとおりである(5)。

しかし道元が、公卿社会の出身であることは、前記の述懐や大久保博士の研究からも疑うことはできない。ただ道元の場合、父通親の正室は、通宗の母となった大相国忠雅の女と通光、定通等の母となった刑部卿三位と三位逝去後通行の母となった承明門院尾張局とは明らかであるが、その他の女性については十分明らかであるとはいえない。差し当り、道元の育父と推定される源重相通具についてもその母は修理大夫平通盛の女とされているが、通盛の修理大夫であったことが必ずしも明らかでなく、年令的に検討しても通盛の実子と

は見る事ができない。従つて、「高倉院女房尾張」とされる女性が、通盛の女として通親と通じ、通具が出生したのではなからうかと思われる。したがつて、道元の母が、身分のある基房の女であつて、通親と通じ、道元が出生したにしても、道元自身が、当時の社会的名誉を求めて僧位僧官を望む者ではなく、いわゆる遁世者としてその生涯を送つたのであるから、公的な記録には一切その姿を見せないのである。そればかりでなく、嘉祿元年（一二三五）十二月二十六日には、育父通具の家が火災を起し、文書宝物一物も残さず焼失した（6）ともいわれるので、道元の出生やその出家のプロセスを究明しうる資料を発見することは、全く不可能なことといわざるをえない。

だが、道元は公卿社会の出身であることには殆ど疑いの余地がないので、道元と比較的身分の近い人々の出家の事例を検討することにした。

1 良尋の場合

良尋は関白兼実の子息であつたが、その母は明らかでなく、その出生についても、『玉葉』にはその記録を発見することはできない。ただ系図によれば、嫡男良通の母の妹とされているので、おそらく良尋の母は、兼実の家の女房として身分の低い女性であつたと見るべきであらう。

しかし良尋の場合には、その出家のプロセスについて、具

体的に『玉葉』に記録されている。元暦二年（一一八五）八月廿七日には（括弧内は細注）、

「今日、午の刻、小童（生年九歳）はじめて法性寺の座主法印、慈円の室に入る。彼の粟田口の房は地震の後、破壊していまだ修理を終らず、よつて故七の宮が青蓮院の座主の房に向わせらるるの例（京極殿を借り申して御所を渡しおくの後、彼の宮、渡らるるなり）にまかせて、堂を借り渡る。堂は彼の法印の所においてす。その所に向うなり。行□可謂六尺―意味不明、兼実自身が行き向うことが困難であるの意味か―事において便あり、大将相い伴うなり。これまた彼の法印が、故七の宮の許に向わるるの時、余、大将として相い伴う例なり。綱代の車（車副はこれを遣す）、隨身は布衣（移を引かず云云）、前駆は衣冠（法印の例は前駆は布衣、布衣なれど今度は衣冠、彼の例を覚悟せざるなり。然れども失にあらず、追つて聞く所、布衣の由なり）、権右中弁兼忠朝臣、車を連ぬ。扈従の人は弁官なり、すべからく直衣若しくは束帯を着くべきなり。しかも布衣なるは頗る不当なり。余、かねて装束を示さざる間、密儀の由を存じ、父の納言が布衣の由を教訓せらるという。行き向うて座に着くの後、法印、座に出らる。少時して、前僧都玄理、引出物（錦につつま松枝をつく）を取り、大将の前において気色を付け、即ちその前を過ぎて共の殿上人兼忠に授く、兼忠

は前駆に授く。次に同人、また小童の引出物（五鉢を薄様につつま、浅着の蓋を置く）を取り、同じく小童に気色し、前を過ぎて兼忠に授く、兼忠また前駆に授く。その後、兩人ともに座を起ちて家に帰る。大将の引出物は尋禪僧正の三鉢という。小童の引出物は同人の五鉢なり」

とあり、当時右大臣だった兼実が良尋の入室相見式の様子を詳細に記録している。この事例でもわかるように、兼実は、故実先例を十分検討した上で、長男の良通を遣わして、服装にも、隨身にも注意をはらって、はじめて公式の入室相見式を行わせたのである。もちろんこの公式の入室相見式を行う前には、兼実と慈円との間に、この小童の入室相見式についての打ち合せが行われていたと思われるがその記録を発見することができない。しかし、良尋の弟、良円の出家については、すでにその五六歳の頃から奈良僧正信円と打合せを行っている（？）ことによっても、十分推測することができる。さらにこの日の記録には、次のような注目すべき記事がある。

「夜に入りて、法印、この亭に来らる。小童、『俱舎論』を読み始む。吉日たるによつてなり。今月のうち、今日の後、日次なし、来月は忌あり。よつてにわかにかこの（心は此の誤―筆者）儀あるなり」

つまり、公式に入室相見式が行われた直後、日柄がよいと

いうので、その日に『俱舎論』の素読を伝授し始めたというのである。当時における仏教入門の第一は、『俱舎論』の素読にあつたことは、他の事例にもみられるところで、寺門においても、唐院の三十講で、皇子真法が、十一歳で俱舎の初座に出仕し、「問答優美、満座落涙す」とされている（8）ことなどから良尋が『俱舎論』の素読を受け始めたことは、特に注意すべき事例であり、道元が九歳で『俱舎論』を読んだという伝記の物語りは、道元が利発であつたとの説話の根拠とされているが、良尋や真法の事例からいえば、この時すでに道元は入室相見式を終えて、出家へのコースを辿りはじめていたことを立証する資料と考えるべきであろう。

良尋はついで、文治三年（一一八七）七月廿五日（この時兼実は摂政氏長者左大臣）、師慈円の許に身を寄せ、本格的な教育を受けることになった。『玉葉』では、

「この日、小童、山の法印の房に渡り住む。去去年、始めて行き向い、その後、連々指し合い、今日より永く入室する所なり。二位の中將の車と牛童を遣わす。布衣の前駆六人、衛府の長の忠武ともにあり。殿上人三四人ばかり、同じく布衣を着て車を連ぬ。小童の装束は、蘇芳の三重、緋重の狩衣（地は薄物、ミエタスキ、文は杏葉の青薄濃）二藍の二重織物の指貫（地は亀甲、文は丸文）女郎花の綾の単衣等なり。髪を結ばず、辛櫃二合（覆あり、新調）宿衣、水

干、装束等の類を納む。又長櫃一合、手箱、硯宮、他の物等を納めてこれを遣す」

この時は兄中將良経の車で前駆六人、殿上人数人を従えて、一人で慈円の寺房に向い、永く慈円の弟子として教育を受けることになったのである。慈円はその後十二日にして、八月七日、良尋を伴って兼実亭におもむき、親子の対面をなさしめているが(9)、慈円としては行き届いた措置であったといえよう。

『玉葉』の同年十一月廿七日の条には、次のような記事がある。

「今日は小童の出家なり(生年十一歳)。法印の粟田口の房において此の事あり。よつて午の刻、内府(直衣、半部の車、随人の上臈は冠、移馬に騎る。前駆は衣冠六人)、中將(直衣、網代の車、前駆二人)相いともに彼の房に向う。家隆朝臣、能季、忠行等、扈従を為す。申の刻、帰り来り、語つて云く、唄師は弁雅法印、剃手は覚玄律師、阿闍梨良雲(隆季卿の子)、快成(成頼卿の息)等、雑具に役す云云、先づ小童、装束(余調べてこれを遣す。黄青裏、折裏の狩襖、濃紫の指貫、已上二重の織物なり。蘇芳苟の掛三領、青単衣、紅下袴等なり、件の衣は濃を以て上となすなり)をつけて座に出ず。まず氏神を拝し、次に公家を拝す(已上三拜)、次に父母を拝す(各三拜)、終つて帰り入り、法衣を着て帰り出

道元禪師の出家について(柴 田)

ず(件の法衣は銀色の装束なり)、法印、まずこれを剃り始め、後覚玄、これを剃りぬ。師主の法印、袈裟を授けらる云云、事終つて、大將、中將ともに退出し了りぬ。法名は良尋(法印示し送つて云く、良禪、良尋いかんと、余云く良尋然るべし、良禪は南都の法師の名なり、よつて憚りあるか云云)余、今日はじめて出家の息を儲く、機縁、悦ぶべきか」

兼実は、この剃髮式(出家式)には出席しなかつたが、長嫡の良通と二男の良経とが、多くの従者をつれてこれに臨んだことが知られ、今まで「小童」とのみ記されていた若公が、この時はじめて良尋と命名されたことが知られる。この剃髮式は、一般の公卿社会では、元服式にも相当するもので、公卿社会の元服式では加冠、理髮、脂燭等の役が重視されるように、剃髮式では戒師、唄師、剃手等は重要な役割とされ、その坐作進退は、いづれにおいても、故実先例に従わなければならなかつたのである。

ついで良尋は二日後の廿九日、叡山において登壇受戒式に臨んだ。『玉葉』には、

「この日は山の禪師の受戒登壇なり。今曉法印、相具して山に登る。執蓋の役人(蔵人五位、家の職事光茂、侍衛府二人)は余これを催し送る。事了つて夜に入つて下京す云云、後聞く、受戒の間、違乱なく、衆徒、禪師に感ず云云、悦び思うこと少なからず」

十一歳の少年良尋は、師慈円につきそわれて叡山に登り、登壇受戒して、完全に僧侶としての出家を遂げたのである。この時の戒師和上については明らかでないが、座主全玄ではなかつたろうか。

2 良円の場合

兼実の子息で、後に興福寺別当になった良円について見ると、前記のように、五六歳の頃から、奈良僧正とか、山階別当僧正とか呼ばれた信円の弟子にする予定で交渉がすすめられ、『玉葉』の文治三年(一一八七)正月十七日の記事には次のように記されている。

「この日、小童(九才)始めて山階寺の別当の僧正の許に渡る。内府これを相い具す。半部の車、隨身の上臈は冠、前駆は衣冠八人、少納言頼房、車を連ぬ。秉燭のころ帰り来る。小童の引出物は銀の洲浜に同じく鶴を立つ。件の鶴は口に手本一卷を咋えしむ。件の手本は薄様につつむなり。又内府は馬を引かる云云(役僧二人、これを引く)既司兼親これを受け取る(前駆なり)云云、今日、小童の装束は萌木の二重の織物の狩襖、裏濃の蘇芳の衣、三青の単衣、濃紫の二重織物の指貫、紅張の下袴なり」
これは、公式の入室相見式の行なわれたことを示すもので、それより前六歳の時には、

「今日、小童(六歳、未だ袴着せず)を奈良僧正に付す。

こらるるのついで、謁見せしめて示し付くるなり。幼稚によつて忽ち南都に送るあたわざるなり」(10)
とあって、兼実の家で、一応相見の儀を行い、将来、信円に弟子入りする約束をしたものと解せられる。この良円の出生は治承三年(一一七九)七月十三日で、その母は女院女房大式と記されている女性と推定される。

良円が奈良に下向したのは二年後の文治五年(一一八九)八月三日頃で、季長が付添って行ったと推測される。この日の記録には、「僧正、殊に心を入れて頻りに以つて饗応す云」と語っており、兼実も「尤も本意と為すものか」と述懐している(11)。

同年八月二十二日、兼実が南円堂の造仏と造寺の様子を検知するために奈良に下向した時には、僧正は「愚息小童」をつれてきて、数刻の間言談して帰っており、同年八月廿八日には「南都小童、京に帰る。少灸治を加うるためなり」と記録され、その出家式の記録は、『玉葉』には発見されないが、翌建久元年(一一九〇)十月までには出家式が終了したものか、十月四日には次のように記録されている。

「この日、奈良の禪師、法華会の堅義所作の日なり。兼日より祈等を修す。十二歳にして業を遂ぐ、古来蹤跡なし。希代の事と謂うべし」

さらに五日には、

「卯の一点、奈良の僧正、札を送って云く、禪師の所作、神妙殊勝なり、感涙抑え難し、我が寺の仏法并に興隆は、只だ此の事に在り云云、悦び思うこと少なからず、大明神の冥助、さらに謝し尽すべからず」

とあって、「奈良禪師」という表現で、すでに出家式の終ったことを示している。また同年十二月二十四日には奈良の禪師が上洛して、堅義を行うため、兼実は、早且に九条に向った。そして、

「申刻これを始む、円長の精義は如法にして三問おわりぬ。所作優美、実に耳を驚かす。問答成敗は、幼年の所為に非ず、偏に大明神の加護なり、歎美すべし云云」

とあって、十二歳の少年良円は、立派に堅義を勤仕しえたのであった。但しこの奈良の禪師が良円である点については、『玉葉』だけでは実証されないことを付け加えておきたい。

3 寛性の場合

『山槐記』の記者中山内大臣忠親の子息寛性の出家については、出家式の場合だけが記録されているに過ぎない。それによれば応保元年（一一六三）十一月十二日、忠親（時に正四位下、藏人頭、三十二才）は次のように記録している。

「今日小童（十三才、法橋練覚の弟子）出家すべし。よつて申の終、相具に仁和寺宮（本寺御所）に参る。宮、出で

道元禪師の出家について（柴田）

たもう。予、御前に待す。小童、参上す。役僧、手洗、水瓶を持ち来る。脇足の上に湯帷（これを相設け、かねて法橋の房に送る。法師の装束も同じく兼ねてこれを送る）をおく。次に氏神已下を居ながら拜す。次に髪を左右に結び分つ。法橋練性、礼盤に登り、戒師となる。阿闍梨寛頭、唄師となる。剃手は祐縁なり、先に右方を剃り、次に左を剃り了る。閑所において法師の装束（鈍色）に改め、袈裟をつけずして参上し、礼盤の左方に居る。次に戒師、袈裟を授く、次に戒師以下退出す。これより先、宮、名字寛性を捉び仰せらる云云、乗燭に退出す。沙弥退出す。禪公は本寺に留る。練覚相い具するなり。予、今日、直衣を着け、共人三人」（後略）

この記事では出家式の詳細は判明しないが、仁和寺の宮が寛性と命名されたこと、それ以前に寛性は法橋練覚の弟子となっていたこと、その小童が父忠親とともに宮に見参し、出家式に臨んだこと、および、この日以後、仁和寺に止まつて、練覚の教導を受けるようになったことなどが、一応推測されるに過ぎない。なおこの寛性は、忠親の兄、法印覚成房の弟子となつて親覚といわれた人物とは別個で、系図類には見られないものである。

4 定円の場合

石田吉貞博士が推定しておられるごとく（12）、定円は定家

と「大夫」と呼ばれた女性との間に出生した男子で、出生後間もなく母が狂事のために建久五年（一一九四）に離別され、この童も翌年秋ころから資実の許に引きとられていた。そして、建久七年（一一九六）四月二十九日には定家の家と呼ばせられて、定家はその成人ぶりに懐旧の涙を催したほどであった⁽¹³⁾。そこで正治二年（一一二〇）十月七日、家来の文義に、この童をつれて来させて、簡単な着袴式を行い、定家はすぐその後で、この小童を仁和寺の御所に連れてゆき、法印御房に見参させ、手本一裏を頂戴させ、さらに成円僧都の房に伴って行き、ここで入室の約束をささせて、また手本一本を頂戴した。その後御堂に参上して宮に見参して退下し、秉燭の頃、文義の家に連れて帰らせた⁽¹⁴⁾。この時の服装なども詳しく『明月記』には記されているが省略する。この時定家はまだ左権少将に過ぎなかった。

次いで元久二年（一一二〇）六月十六日の『明月記』には次のように記されている。

「今日、文義、童をつれ来る。此の宅より師の院主（成円）僧都の許に向わしむ。この事、先年、相い具して行き向うてより後、数年中絶す。已に以って異域の如し。僧都深くこの事を憤らる。年来、勘発を加うといえども、或は病惱、或は不具、遅引のところ、たまたまつれ来る。悦びを成して出で立たす。水干、袴をつけしむ（紗櫛、末濃袴、

ケ長水干）、文義、大帷水干の装束を儲けず、甚だ謂なしといえども、蘇芳綾単衣（有るに随うなり）を着け、侍三人（馬允為兼、内舍人行村、光衛）を相具す。少時して共の物、帰り来つていわく、彼の房、酒肴を儲けらると」

これによると、正四位下左権中将だった定家自身は、この少年の入室式には参加していないし、この時が入室式であったか、出家式であったかも明らかでないが、とにかく成円僧都の弟子となったことだけは明らかである。なおこの少年を定円とし、後定修と改名した人物であることは、必らずしも『明月記』だけでは立証しえないが、今は石田博士の詳細な考証に従うだけである。

5 その他の事例

『華頂要略』（門主伝第五）に無動寺大僧正法印慈源の出家の情況が詳細に記録されているが、それによると、慈源は九歳の安貞二年（一一二八）に、兄右大臣教家につれられて、多くの隨身共人等とともに花々しい行列をして、座主良快僧正の吉水房に行き、入室式を行い、良快から右大臣に慈恵大師等の官符一枚を紫檀の箱に容れて賜り、若公（慈源）は相応和尚の独鈷の贈物を賜った。この式に参与した人々は、大政大臣法印（大相国兼房の息）道祐左大臣己講（左府良平公息）良禅をはじめ、七十余人であったとされている。

さらに慈源の出家式は、寛喜二年（一一三〇）八月七日に

同じ吉水房で行われたが、これには、父親の道家も臨席し、若公（慈源）は前夜から、公卿一人、殿上人二人を供奉させて、この房に入っていた。

当日は父関白道家をはじめ、公卿、上達部ら多数が参列して、準備万端を整え、次のような出家式が行われている。

「和上、御座に着き、物具（さきにこれを立て置く）をおき、次に有職、火を火舎に置く、机一脚（火舎、灑水、花瓶等を備う）を和上の座の前に儲く、次に受者御着座（俗服）、次に灑水、次に拜礼（氏神、国主、父母、各その方に向つて三拜）、次に受者、帰入せしめ給う。俗服を改め、法衣を着け、御本座に還り着く、次に雑具をおく（これに役すは手長侍なり）、脇足、手洗、椽、髮剃（折敷に檀紙、本結をおき、左右の札をこれに加う）、次に唄師（慈賢法印、法服にて香呂を持つ）座に着く、次に役人（僧綱三人）参入す。御髪を結び分け、左右の札を付け、御湯を懸け、御髪を洗う。次に僧綱、髮剃を取り、和上に進む。和上、これを剃り始め、剃手に授く。左を以て前と為し、これを剃り奉る。この間、唄師、音を発す。次に剃除畢り、唄師、剃手退下す。次に有職、物具を徹す。

次に袈裟を授く、この時僧綱一人、袈裟を取り、和上に進む、受者、和上の前に跪き、これを受けしめ給う。則ち御安座して、御袈裟を着く、僧綱一人、これを役す。次に

道元禅師の出家について（柴田）

名字を授け奉らる。次に受者帰り入り、和上、坐を起しめ給う（後略）

以上のような式次第で剃髮式が行われている。そして約二週間後の同月二十一日、和上座主良快僧正とともに坊官十人、僧綱四人、有職六人（この中に前記定家の息定修が加っている）等を従えて登山し、登壇受戒を受けたのである。この時、慈源の年令は十一歳、しかも同年九月廿六日には一身阿闍梨に補され、同日権少僧都に任ぜられているのである。

同門主伝第六によると、西山宮入道無品親王は、承元二年（一一〇八）八月二十日、五歳で朝仁親王の宣下を受け、十月十四日慈鎮和尚の室に入り、建保四年（一一二六）六月二十日早且御登山、慈鎮和尚もこの日別に登山して無動寺南山坊において御出家の作法があり、道覚の法諱を授けられ、休息の後、登壇受戒されたが、和上は座主承円僧正であった。この時道覚親王は十三歳で、一週間後の六月二十七日には、一身阿闍梨に補され、十五歳で慈円大僧正（慈鎮和尚）に従って灌頂を受けられたと記されている。

また同門主伝第七によると、松殿禅閣基房の十三男といわれる最守大僧正は、基房六十七歳の子と推定され、貞応三年（一一三三）九月廿八日、十二歳で妙法院尊性親王に従って出家式を受け、同年十月廿一日「賜無度縁 宣旨、於綾小路坊（尊性親王の房）受之」とあって、同廿三日登壇受戒したが、

この時の和上は座主円基僧正であった。なおこの最守は嘉禄二年(一二二六)五月二十七日十四歳で法眼に叙されている。

× × × × ×

以上の諸例によって明らかにされることは、道元の当時における公卿若公の出家のプロセスが大体次のようなものと推測して大過のないものと思われることである。

- ① 少年の七八歳頃までには、その子が出家人道の道を進るか、官仕の道を進るかが、父またはそれに代る人々によって定められること。
- ② 出家の道を進るに当っては、その就くべき師が、大体父親またはそれに代るべき人物によって選定され、予備的打合せが行われること。
- ③ それに従って八九歳乃至十一二歳で入室相見の儀式を行い、師弟の契約がなされること、その際師となるべき人物から、若公に贈物がなされる。
- ④ 適当な時期に入室して、剃髮式が行われ禪師と呼ばれるようになること、その際父母、家人等がこれに参加する。
- ⑤ 剃髮式を受けた後、登壇受戒が行われ、度縁をえて正式の僧侶となりうること。

ただし、その儀式の詳細は、これらの記録では必ずしも明らかでなく、剃髮式において授戒が行なわれるか否かも十

分明らかにすることができない。例えば『兵範記』に記録された女房宣旨殿の遁世や⁽¹⁵⁾後白河上皇の遁世⁽¹⁶⁾の場合には、戒師が、それらの人々の御所の御堂に参上して剃髮式を行い、始めに表白文や出家功德の演説などがあり、次に氏神、国王、父母への拝礼があり、流転三界の頌、善哉大夫の頌等が唱えられ、その後剃髮、袈裟の授受、さらに沙弥十戒が授けられた後に神分回向が行われるというのが、大体の形式のようである。勿論当時においては、叡山と円城寺と仁和寺などではそれぞれ異った作法儀式も行なわれていたことであろうから、これを宗教儀礼として検討するにはなお記録の不備を指摘せざるをえないが、公卿の若公の剃髮式に沙弥の十戒を授けた記録は、仁和寺で出家された尊性親王の場合⁽¹⁷⁾を除いては全く見出されず(親王は後に奈良の戒壇で具足戒を受けておられる)、伝教大師の受戒作法では、菩薩戒として具足戒よりも十善戒を主にしている点からいえば、源信僧都の菩薩沙弥戒(『出家授戒作法』とほとんど異らないので、あるいは山門系では受戒は省略されたかとも考えられるが、なおこの点については道元や瑩山の禅関係の出家授戒作法等とも関係させて再検討を要するものがある。

三 道元禪師の場合

右の諸例にもうかがわれるように、故実先例を特に厳しく

検討し、その一挙手、一投足にも細心の注意を払っていた当時の公卿社会において、宮中や社寺の儀式作法は、その宗教的意味効果を確保するためには、絶対に誤りを犯してはならなかったのである。そうした社会に生を享け、出家の道を辿ることになった道元の出家のプロセスを考察するとき、道元だけが、前記のようなプロセスを無視して、「十三歳の春、夜中に忍出て、木幡の山庄に至り、其より尋ねて叡山の麓に至り、良頭法眼の室に入給う」（天文本建徳記）というようなことは到底信じえないところである。

特に前にも指摘したように、九歳で俱舎論を読まれたという伝記を信ずるとすれば、この時すでに入室相見の儀式が行われていたと見るのが、当時の社会の実情であり、十四歳の四月九日、公円僧正について剃髮式を行われたという史伝も、『天台座主記』および『華頂要略』（門下伝脇門跡第三寂場房）の記事によるかぎり、誤りであるといわざるをえない。

そこで従来の伝記史料を生かしながら、比較的史実に近いと思われる道元出家のプロセスを推察すれば、一応次のようにも考えられるのではなからうか。

1 出生と幼時

道元の出生が正治二年（一一二〇）であることは一応誤りのないものと思われ、それが正月二日であったとの説は、面山師の『建徳記補訂』が初見のように考えられる。た

だしその根拠は明らかでない。出生の場所については、大久保博士は「禪師の誕生地は恐らく木幡の山庄であった」と思考する一といっておられるが（道元禪師伝の研究四四頁）、当時における出産の慣例―臨時に産所を借りる―などからいえば、むしろそれを推定しようとするの方が無理である。ことに、道元の母と通親との結ばれた実情が明らかにされない今日においては、不可能に近い。想像を逞うすれば、大久保博士のいわれるごとく、道元の母は、義仲と結ばれた女性であったとすれば、義仲がその女性と別れを惜んだ六条高倉の家こそ、彼女の所有の邸で、通親もここに通って道元の出生となったと解するならば、道元の出生地は、六条高倉の母の家であったというべきであろう。だがそれは、判明している範囲で、当時の社会慣習から想像を逞うした結果に過ぎないのであるから、史実としては依然不明であるという以外にはない。

道元の父は通親とされているが、道元自身がこの父について語ったことはない。ただ育父源重相のために二回上堂をしているにすぎない。その法語や源重相の究明から、その育父を、大久保博士は、堀川大納言源通具と推定しておられるが、この推論には十分納得しうるものがあるのでわれわれは、博士の見解に従い、道元の父は通親、育父は通具であったと考える。とすれば、通親は道元が三歳の時薨去している

ので、道元は、その父については殆んど記憶を持っていないから、新しくは按察局を正妻として迎えた事情を物語っている。しかもそれは、通具の父、内大臣通親が、忠雅の女を嫡妻として迎え、通宗という嫡男をもうけながら、後鳥羽天皇の乳母であった刑部卿三位局高倉範子を正妻として迎えた例にならったもので、通具も、権勢のある土御門天皇の乳母、按察局を正妻として迎えたことを「恨みとすべからず」といっているのである。もちろん旧妻の俊成卿女は、定家の姪に当り、定家とは特に親しくしていたのであるから、恨みと思うのが当然である。従って、通具も、「旧妻さらに離別すべからず」と語っているのである。とくにこの俊成卿女との間には、少

この頃の通具は、堀川の邸において、後鳥羽院の女房按察局（通親の妻範子の子？）を正妻とし、嫡子具実も出生していたと推測される。同時に通具は前の嫡妻、俊成卿女といわれる俊成の愛孫に当る歌人の押小路万里小路の家にも時々訪れていたと推測される。この俊成卿女との間にはすでに一男一女があり、その男子は後に具定と名づけられた道元と同年の少年であり、道元が通具の許に引きとられた頃には具定も、やはりこの堀川邸に引き取られていたと推測される。というのは、『明月記』にも、建仁元年（一一〇一）の石清水歌合せの時の事として、「宰相中将、今夜、心閑かに雑談す。新妻の事など具さにこれを語る。誠に当初の本意を失すといえども、旧宅（妻か）さらに離別すべからざる由、会釈の詞などあり、若し実議となすか、又内府の例なり、恨となすべからざるか、近代の法、ただ権勢を先となす、いかんせん

や」（18）と述べ、通具が、この時、旧妻俊成卿女をおきながら、新しく按察局を正妻として迎えた事情を物語っている。しかもそれは、通具の父、内大臣通親が、忠雅の女を嫡妻として迎え、通宗という嫡男をもうけながら、後鳥羽天皇の乳母であった刑部卿三位局高倉範子を正妻として迎えた例にならったもので、通具も、権勢のある土御門天皇の乳母、按察局を正妻として迎えたことを「恨みとすべからず」といっているのである。もちろん旧妻の俊成卿女は、定家の姪に当り、定家とは特に親しくしていたのであるから、恨みと思うのが当然である。従って、通具も、「旧妻さらに離別すべからず」と語っているのである。とくにこの俊成卿女との間には、少くとも前記のごとく一男一女が生まれているのであるから、こうした「会釈」の詞が出されたことは、当時の通具の本心を示したもので、この俊成卿女については、その身の振り方にも心を配り、建仁二年（一一〇二）七月十三日、禁色を聴かれて後鳥羽院の官女として出仕しうるように取り図っている（19）。こうした事情を考慮すれば、その一子具定もこの頃には、通具の堀川邸に引きとられていたことが推測される。ところで、俊成卿女の押小路万里小路の家は、建永二年（一一〇七）十月一日、火事のために類焼し、俊成卿女は、難をのがれて定家の家に来たが、通具もそこへ訪れて来て、相談の上石蔵の伯耆前司の宅へ移転させることにしたと

いう(20)。

こうした事情を考慮すれば、道元が通具の許で養育されていたにしても、その場所は通具の堀川邸であったと推測する外はなく、しかも実子具定もここに引き取られており、三歳年下ではあるが嫡男具実も出生していたのであるから、道元の立場はまことに肩身の狭い想いを禁ずることができなかつたであろう。それだけにまた道元は、若公としての学問、教養に、人一倍専念したのであろうことも想像に難くない。後年「我も本と幼少の時より好み学せし事にて、今もややもすれば、外典等の美言案ぜられ、文選等も見らるるを」(天文本随聞記三)とか、「我幼少の昔、紀伝等を好み学して、其が今も、入宋伝法するまでも、内外の書籍をひらき、方言を通ずるまでも、大切の用事、又世間の為にも尋常也」(同上)などと述懐しているのも、この当時のことを追懐してのことばではなからうか。

学問という点から見れば、道元は、恵まれた環境で育てられたといえよう。育父通具は、『明月記』にも、「稽古有識の公卿」と評され、「少年の時、光輔、宗業に遇い、読書の名号あり……彼の両儒の説、他の人、その一卷をも受けず、当世においては抜群というべし」とその学識を賞揚しており、公事においては言うに足らざる人で「自讚の詞をもって卿二品、広元等のために帰伏せらる。京畿にその名を得るも、誰

人かその虚偽を弁ぜんや」とも評しているが(21)、内裏や院の御所などにおける故実作法については、当時、各家の系統において秘説が伝授され、その習札なども行われて、難しく論ぜられていたことであるから、九条家を主家とする定家からいえば、こうした酷評の出てくることもやむをえないことであつたと思われる。しかしその定家自身も屢々通具の説を傾聴しているので、通具が当時の公卿の教養として、「稽古有識の公卿」と評されていることは注目すべき点である。

さらに通具は和歌の道においても、すぐれた才能に恵まれ、若干の問題はあるにしても、新古今集の撰者の筆頭としてその撰集にあづかり、その竟宴の席で講師をつとめ(22)、通具の和歌は白楽天の詩を読むようだと評せられているほどである(23)。しかし、通具は当時、歌人としては、必らずしも他の五人の撰者ほどには高く評価されていなかったようであるが、当時女流歌人の第一人者として活躍していた俊成卿女を正室として迎えていたことおよびその彼女が、和歌の道で後鳥羽院に召されて宮仕したことなどを考慮すれば、父通親のすぐれた文才と政治的バックアップなどもさることながら、やはり通具の歌道における教養の深さも見逃すことはできない。とくに通具が「和歌の姿十体のうちには、いずれも捨て難いものがある。中でも有心体、幽玄体、麗体の三つは、とくに捨て難いので、この三つをかねそなえるものがあ

ればどうだろうか」と語っている⁽²³⁾とところを見れば、通具は、いわば漢詩の素養を身につけた常識円満派ともいふべき性格で、当時における歌壇の宗派的傾向にあきたらないものを感じていたともいえる。

道元は、このように学識も深く、故実先例の教養も高い通具の手許で、幼少時の教育を受けたので、四歳で『李喬百詠』を読み、七歳で『左伝』、『毛詩』を読み（建擲記）、周詩一篇を父に呈す（伝光録）といわれるほどの神童ぶりを発揮したと伝えられている。もちろん、この当時道元が受けた教育の内容がどのようなものであったかを知る方法はないが、鏡島元隆博士の「道元禪師と引用外典」⁽²⁴⁾などは、こうした点に対して、大きな示唆を与えるものといえよう。

2 出家への道

諸伝記の一致するところでは、道元は八歳の時、悲母の逝去に遇い、その送葬の香煙を見て、世間の無常を觀じ、出家の大願を抱くに至ったという。

道元八歳の時といえは、前記俊成卿女が類焼にあい、石蔵に移転した頃と思われるが、慈母逝去の日時については、行業記が冬と指摘しているだけで、徴すべき資料がない（先妣の為の上堂も大体冬と推測される⁽²⁵⁾）。

この母の死とその送葬に当って無常を觀じて出家の志を固めたというが、道元の述懐にも前記のごとく、「我初めてま

さに無常によりて聊か道心を発し」⁽²⁶⁾とあるが、道元自身は、その無常の内容を悲母の逝去に結びつけて語ったことはない。ただ比較的晩年になって、先妣のために二回も上堂し、育父源亜相のために二回上堂していることは、特に注目されるところである。

この点は、諸伝記が九歳にして俱舎論を読んだとする点と併せて考慮するとき、やはり悲母の逝去が機縁となって入室相見の儀が、この間に行われたものと認めざるをえない。

もしそうだとすれば、育父通具は、この頃道元の心を察して、しかるべき師の許に入室させ、かつ亡き母の菩提をとむらい、道元の将来を出家修道の方向に進ませようと考えたと推測される。そしてその選に当たった師が何人であったか明らかでないが、古い伝記資料の伝える良頭法眼がその人ではなかろうか。

良頭法眼については信頼すべき資料は殆んど発見されず、古い伝記にもその名と道元の「外舅」という点を記録しているに過ぎない。そこで道元の外舅とすれば、母の兄弟、即ち道元の叔父でなくてはならない。しかも道元の母を入道関白基房の女とすれば、叔父も基房の男子でなくてはならないが、良頭なる人物は系図や記録にはこれを発見することができない。そこで考えられることは、入道関白の子息であったとしても、社会的な名誉や地位を欲せず、いわゆる遁世者の生活を

送つたような人物は、当時の記録や系図には殆んど発見されないということである。その意味で良頭は、入道閑白の息子として山門に出家入道し、若くして前記最守のごとく法眼位に敍されたが、世間的出世や名誉を求めず、いわゆる遁世者として専ら清い修道に精進していたのではなからうか。

当時における遁世者は、公家や有力寺院における社会的地位やそれに伴う経済的優位などに対する欲望をすて、専ら清浄な仏道修行に精進する人々一般に対する呼称であつて、天台座主という僧侶として最高の地位に登つたものでも、心の平和と後世安樂のために遁世を希望するものもあつた。『愚管抄』の著者慈円のように、「いまは臨終正念にて、とくとく頓死をし侍らなばやとのみこそおぼゆれ」という者さえあつた。しかし、こうした逃避的な態度ばかりでなく、圭室諦成氏もその著『道元』に論じられたように、遁世者の中には、「清貧の高唱と信仰の強調」を主とする積極的なものも見られ、鎌倉時代の新興仏教は、これら遁世者の中から擡頭したことも見落してはならない(27)。

道元もいわばこの遁世者の一人で、僧位、僧官を求めず、ひたすら真実の道を追求めてやまなかつたのであるが、想像を逞うすれば、この遁世者への道はあるいは、その師良頭の感化にその素地を培われたものといえるかもしれない。後に道元が、出家遁世者に対する厳しい教訓を遺しているのも、

その萌芽は良頭からの教訓にかかわるともいえよう。

「又或る人いわく、末世辺土の仏法興隆は衣食等の外護の、外に累なくして修行せば、それに付いて有相著我の諸人集りて学せんほどに、その中に若し一人の発心の人も出来べし。故に閑居静処を構え、衣食具して仏法修行せば、利益も広かるべし」(28)

というような将来への希望を托した不徹底な遁世者の見解は、あるいは良頭などの抱いていた一般の見解であつたかも知れない。

これはあまりにも想像を逞うした見方であるが、面山師のごとく、良頭を良観と訂正することは、別に論じたように(29)、その母は隆房の妻となつて隆仲を生み、六十歳以上になつても、なお、後鳥羽院に官仕していたと推定され、却つて史実を誤る結果になるので、系図類にはその名が発見されないにしても基房の子息に良頭法眼なる人物があり、道元は、その師のもとに入室したと見る方が、より妥当のように思われる。

そこでさらに想像を逞うして、育父通具が良頭を道元の入室の師とした機縁を考察すれば、道元の母が逝去するに当り、当時の慣習に従つて、臨終の善智識となつたのが、その弟に当る良頭ではなかつたらうか。道元の母は、その臨終に当り、多分その弟と思われる良頭を招き、親しくその臨終の

誘導を願うとともに、一子道元の将来を委嘱したのである。従って通具も、その人物の出自や人格の清潔さに打たれ、道元の師とするに足る人物として良頭を選んだのであろう。

こうした機縁で、道元は通具のはからいで九歳の春ころ(伝光録)、入室相見式を行い、『俱舎論』の素読を受けたのである。いうまでもなく、この入室相見式には、当時従二位権中納言であった通具の配慮で、当時の公卿の慣例に従って、通具自身またはその代理が多くの隨身を従えて、良頭の千光房に赴き、無事入室相見式を行ったものと解せられる。

道元の諸伝記が「九歳にして俱舎論を読む」と伝えている点を基本とすれば、九歳の時即ち承元二年(一一〇八)には良頭の室で入室相見式を行い、良頭から『俱舎論』の素読をならい始めたと見るのが、当時の社会の慣例からいって、妥当な考え方であろう。なお諸伝記は『俱舎論』の素読に関連して、道元が「文珠丸」と呼ばれていたように伝えているが、当時の公卿の日記類によるかぎり、堀川中納言の某童と呼ばれることはあっても、「文珠丸」と呼称されたとは考えられない。

道元出家の第一歩としての入室相見式が、通具の配慮によって行われたと推測する所以は、道元が、二回にわたって育父源重相のために上堂して、知恩報恩の誠を示していることおよび通具と俊成卿女との間に生れた具定のために建永二年

(一一〇七)正月二日に元服式を行い、氏の位階として従五位下に叙せられ、同五日には承明門院御給として従五位上に叙せられている事実⁽³⁰⁾などから、通具の子供に対する温い配慮が推認されるからである。さらにまたそれは前記のごとく、当時の公卿社会における出家の際の慣例でもあったからである。

3 剃髪出家式まで

当時の慣例に従えば、入室相見式について永く良頭の室に渡り住むことになるが、その日時等を推測する手がかりは全く発見されない。諸伝記の伝えるところでは、九歳『俱舎論』を読んだこととともに、その頃か、松殿禅閣が道元を猶子にしようとしたので、元服の日に出家の志を固め、建暦二年(一一二二)春、ひそかに良頭の室に入ったとあって、入室は十三歳の時のように解せられる。しかし、前記若公出家の諸例が示すように、この記録には何かの誤りがある。

紀年の明瞭な天文本『建掇記』も、『永平紀年録』も、紀年の明瞭を欠く『三祖行業記』も、松殿猶子説は、九歳の事のように解せられる。

松殿猶子説については、大久保博士は、前内大臣正二位前摂政松殿師家が、父基房の指示によって、道元を猶子に迎えようとしたごとく推論しておられるが⁽³¹⁾、師家は当時すでに三十七歳で、後に大納言になった十六歳の従四位中将伊与

介基嗣が立派な嫡子として存在し、当時松殿関係では、入道関白の子息のためか、基嗣と同年の忠房が十六歳で従三位右中将として昇進も早く、公卿に列している（この辺の事情から道元の身の落魄説は肯定しえない）、当時の公卿社会の事情を検討すれば、松殿が積極的に道元を猶子に迎え、官仕させる必要は認められないようである。ただその家嫡を継嗣するために猶子を必要とするといえ、建久七年

（一一九六）七月二十二日、従二位権中納言中宮大夫であった家房が、三十歳の若さで逝去し、その家には、基房が初めに正室として迎えた家房の母と姪とが淋しく暮していたことが推認される。しかもこの二人は建暦二年（一一二二）弘誓院の東、町にある祖母相国堂（入道相国実行とその室の堂）の敷地の巽角に新宅を構えて居住していたとの記録がある⁽³²⁾。従つてもし道元を猶子に迎えてその家を継がせるとすれば、この家房の後こそそれに当るのではなからうか。この時、基房は六十四歳でなお健在であり、この家房の後こそ心配の種だったとも考えられるからである⁽³³⁾。

もしそうだとすれば、道元の母の死後、もしくは九歳の頃になって、松殿基房から、家房の家嫡にするような話が、育父通具のところにもたらされたかも知れない。とすれば、通具もその話に乗って、少年道元の出家を思い止まらせようとしたかとも思われる。しかし道元は慈母の逝去やその前後に

奉仕した善智識の良頭法眼の措置などを忘れることができず、猶子説などには耳もかさず、自ら外祖父基房を木幡の山荘に訪ね、その決意の程を語って良頭の室に入ることを決し、育父通具も「出家の子を持つ功德」など、当時の信仰に動かされて、この少年の決意に同意したので、永く良頭の室に渡り住むことになったのであろう。

それが何歳の時であったか、今日の資料では全く解明する手掛りもない。もし「元服の日」という点を基本に考察すれば、当時の若公は、具定の事例にも見られるように七八歳から十歳頃までの間に元服したものと推測されるので、猶子の問題はそれ以前のこととなり、九歳の入室式から余り遠くない時期に永住入室が行われたと見るべきではなからうか。この実際の入室にも、当時の慣例に従って、公卿の若公らしく、多くの隨身を従え、日時、方角、行粧等をととのえて、通具の堀川邸から良頭の千光房に渡ったものと見られる。

その後道元は、千光房の童として、専ら良頭の誘導のままに仏書の研鑽に励んでいたが、少年道元には、母の遺産や乳母その他の下婢などがあつた。それらの措置については、通具やその他の関係者の協議が行われ、十三歳の春にいたって漸く出家式を挙行しうるまでになったというのが、一応の見解として成立するであろう。

4 出家と受戒

諸伝記が、「十三歳の春、良頭の室に入る」とする点は、そのまま信用することができない。それは、十四歳の四月九日、公円僧正から剃髪出家式を受けたとする記事に誤りがあるからである。

とすれば十三歳の春には、剃髪出家式が行われたと見る以外に諸伝記を生かす方法はない。もちろん千光房への留学のことも、これを良頭の房号とすれば、問題は解消され、その所在地も叡山の麓というだけで明らかでないが、筆者は敢えてそのように解しておきたい。というのは、千光房は横川の「般若谷の一房」と解しておられる大久保博士も、その房主が何人であったか不明であるとしておられるので、むしろ名も残されていない良頭法眼の房号としても差支えないのではないか。

かくして、道元は十三歳の春、千光房良頭を戒師として、多くの関係者列席のもとに故実先例に従って、剃髪式を受けたのである。従来の諸伝記は、いずれも建暦二年(一一二二)四月九日、座主公円僧正について剃髪出家式を受けたと記録しているが、これは『天台座主記』、『華頂要略』(門下伝脇門跡第三寂場所)による限り、どこかに誤りがあるといわざるをえない。

これらの資料によれば、公円僧正は、この四月九日には、座主を拜命してから、はじめて拜堂のために登山している。

しかもその行粧は儀々しく、専当八人、維那六人、所司六人、前駆八人、三綱二人、をはじめ、数十人の従者を従えて車や輿をつらねて登山し、四季講堂で印鑑を請け、政をおこない、饗を設け、東谷の中堂、講堂等を拜堂して、北谷竹林院に住まる、とあって、横川では、中堂に参堂も誦経も行わなかったと記録している。

こうした一世一代の盛儀が行われる日に、いかに道元が母方の関係で公円僧正に縁故があったからとはいえ、故実先例が重んじられ、日柄、方位等の厳守されていた当時の社会慣習を考慮すれば、この同じ日の早朝(当時の事例では早朝に行事が執行される例は見られない)道元のために剃髪式が執り行なわれたとは到底考えられないし、しかもそれが横川で行われる理由はない。公円はこの早朝には洛内に居たと推認されるから、諸伝記の記録は全く誤っているといわざるを得ない。

従って伝記を生かして考えたとすれば、十三歳の春、横川の流に属する千光房と号せられた良頭法眼を戒師として剃髪出家式を受けたと解するのが、最も妥当な見方であろう。

その後約一年を経て、道元は叡山において登壇受戒した。この点は諸伝記の伝えるように、建暦二年(一一二二)四月十日、天台座主公円僧正を和上として菩薩戒を受け、正式の僧侶になられたのである。この点については、前記公円の資

料にも、公円僧正は拜堂登山の翌十日、春季受戒を行ったと記録されているので、道元もこの受戒に参加して、菩薩戒を授けられたものと思料される。

なおこの受戒について、大久保博士は、「道元が二十歳に満たないので、登壇を許される筈がない」⁽³⁴⁾と主張しておられるが、最澄の『授菩薩戒儀』の本文にも年令の事は問題にされておらず、前記若公出家の諸例のごとく、二十歳未満でも登壇受戒を行なっておるので、同書における円珍の朱書は、当時少くとも問題にされなかつたのではなからうか。とくに前記最守の場合を見れば、貞応二年(一二三三)十二歳で出家式を行い、同年十月廿一日「度縁なきの宣旨を賜り」二日後に座主円基を和上として登壇受戒しているし⁽³⁵⁾、尊性親王も、治承三年(一一七九)十一歳の四月、仁和寺で出家式を受け、法名を受けてから、戒を受けているが、これは沙弥戒と思料され、同年十月十日「御受式のために東大寺に向はしめ給う」とあるので⁽³⁶⁾、東大寺も、叡山も、この当時には二十歳以前といえども、一人前の僧侶としての受戒をなしうるのが通例であつたといえよう。但し最澄の菩薩戒が直ちに比丘の資格であつたかどうか、なお検討の余地があるようである。これは道元が戒藤釐正の問題とも関連するので、詳細は他日を期したい。

四 むすび

以上は、当時の社会的慣行を基準として、故実先例の喧しく論ぜられた公卿社会の風習を根拠にして、諸伝記を参照しながら、道元禅師の出家のプロセスを分析検討したものであるが、筆者は史料眼に乏しく、資料はすべて活字本を使用したに過ぎないので、あるいは大きな誤りを犯しているかもしれない。しかも多くの先学諸氏が、殆んど確定的とされている問題について、全く新説を提起している面もあるので、博雅の御叱正を賜らば幸甚これに過ぎるものはない。

(四六、七、一〇)

(文化学教室 教授)

- (1) 大久保道舟著『道元禅師伝の研究』八一―八二頁
- (2) 前掲書、八三―八四頁
- (3) この点については拙論「道元禅師の母を探ねて」駒沢大学文学部紀要第二十九号および後述参照
- (4) 大久保道舟「道元禅師俗系の研究」『第一義』第二八巻第八・九号所載
- (5) 石田吉貞著『藤原定家の研究』六二―六三頁等
- (6) 『明月記』嘉祿元年十二月二十六日及び嘉祿二年正月九日の条参照
- (7) 『玉葉』寿永二年十月二三日、同三年二月九日条参照
- (8) 『寺門伝記補録』第十八、三十講始

- (9) 『玉葉』文治三年八月七日の条
- (10) 『玉葉』寿永三年二月九日の条参照
- (11) 同 文治五年八月三日の条
- (12) 石田吉貞著前掲書、五四―五五頁
- (13) 『明月記』建久七年四月二十九日の条
- (14) 同書 正治二年十月七日の条参照
- (15) 『兵範記』仁安元年十月二十四日の条
- (16) 同 嘉応元年六月十七日の条
- (17) 『山槐記』治承三年四月十六日の条
- (18) 『明月記』建仁元年十一月二十八日の条
- (19) 同書 建仁二年七月十三日の条
- (20) 同書 承元元年十月一日の条
- (21) 『明月記』安貞元年(嘉祿三年)九月二日の条
- (22) 石田吉貞・佐津川修二著『源家長日記全注解』二二三頁
- (23) 『愚秘抄』参照
- (24) 鏡島元隆著『道元禪師と引用經典語録の研究』第四章第六節
および第五章第四
- (25) 『永平広録』の上堂の順序から見ると十二月頃と推測される
- (26) 『随聞記五』大久保道舟編『道元禪師全集』(築摩書房)下
巻、四七一頁
- (27) 圭室諦成著『道元』(現代叢書)三七―五四頁
- (28) 『随聞記三』大久保道舟編前掲書、下巻、四四六頁
- (29) 前掲拙論
- (30) 『明月記』承元元年正月六日の条参照

- (31) 大久保道舟、前掲『第一義』論文六一―七二頁
- (32) 『明日記』建保元年十月二十五日条参照
- (33) この点を発展させると道元禪師の母は、家房の姉と推測する
こともできよう。
- (34) 大久保道舟著、前掲書、八四頁
- (35) 『華頂要略』門主伝第七
- (36) 『山槐記』治承三年四月十六日、同年十月十日の条参照

付記

本論文脱稿後鏡島元隆博士から、中世古祥道著『道元禪師伝ノート』を貸与され、本論に関連して大いに参考になるものがあつたが、本論には関説しえなかつた。記して感謝の意を表したい。(四七、二・二〇)